

企画競争提案説明書

令和7年札幌市告示第3084号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年(2025年)7月22日(火)

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所5階南側)
札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課企画係(電話011-211-2192)
メールアドレス iju@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 令和7年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務

(2) 目的

さっぽろ連携中枢都市圏※(以下「さっぽろ圏」という。)の人口は減少に転じており、人口減少の緩和に向けて、さっぽろ圏の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるためには、さっぽろ圏への移住・定住を促進することが喫緊の課題である。

また、移住の希望者に、さっぽろ圏を移住先として具体的に検討してもらうためには、さっぽろ圏の暮らしや仕事の情報に一元的に触れられる機会を提供することが不可欠である。

本業務は、首都圏に在住しており、勤務地にとらわれない働き方が可能な世帯や都市機能と豊かな自然を併せ持つ環境を望む子育て世帯等をメインターゲットにし、さっぽろ圏移住後の暮らしが具体的にイメージできるような、北海道さっぽろ圏移住フェア(以下「移住フェア」という。)を実施することで、さっぽろ圏への移住の関心を高め、移住者の増加につなげることを目的とする。

※ 連携中枢都市である札幌市並びに連携市町村である小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町の8市3町1村により構成される圏域。詳細は下記URLを参照のこと。

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusutoshiken.html>

(3) 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後の打合せの中で変更する可能性がある。

(4) 履行期間 契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

(5) 予算額(事業規模)

5,000,000円(消費税及び地方消費税10%を含む。)を上限額とする。

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「(大分類) 一般サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有すること。
- (7) 国又は地方自治体が発注したイベント（複数の団体が出展するフェア等であって、1 日当たり 300 人以上の集客実績があったもの）の開催に係る業務を実施した実績があること。

5 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 本業務に取り組むうえでの視点等について
上記 3 に示す本業務の背景及び目的を十分に踏まえ、本業務に取り組むうえで持つべき視点や課題意識等について提案すること。
- (2) 移住フェアの集客方法について
ア 本業務のターゲットに対して、さっぽろ圏の魅力を伝え、移住フェアへの参加意欲喚起を図るために効果的な広報媒体（SNS を含む。）及び発信方法について提案すること。
イ 事前予約者ではない「当日の飛び込み来場者」を呼び込むための工夫を提案すること。
- (3) 移住フェアの運営方法について
ア 多くのブースへの回遊を図るための工夫（レイアウト等）を提案すること。
イ 各ブースにおける来場者の順番待ちと呼び出しをスムーズに行うための工夫を提案すること。
ウ 来場者アンケートの回答率を高めるための工夫を提案すること。
- (4) 業務全体について
ア 業務執行体制について
本業務の執行に当たり、着実に実施できる業務体制・スケジュール案を提案すること。
イ 独自提案について
本業務を実施するに当たり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。
ウ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について
本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様書その他本企画競争に関する手続きに関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書（様式3）を提出すること。

ア 提出期限 令和7年8月5日（火）12時00分まで（送付にあつては必着）

イ 提出場所

質問書（様式3）を電子メールにより、上記2に示すメールアドレスあてに送信すること。なお、件名を「令和7年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務 質問書」とすること。

(2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。受付期間内に到着しなかった質問書については、回答しない。

https://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/proposal/ijusokushin_r7.html

7 参加手続き等

(1) 参考意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限 令和7年8月13日（水）17時まで（送付にあつては必着）

イ 提出書類

(ア) 参加意向申出書 様式1のとおり

(イ) 企画提案者概要 様式2のとおり

ウ 提出場所

上記6(1)イと同じ。なお、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は上記ウと同じ。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和7年8月13日（水）17時まで（送付にあつては必着）

イ 提出書類

(ア) 企画提案書（様式任意、pdf形式）正本及び副本

(イ) 見積書（様式任意、pdf形式）正本及び副本

ウ 提出方法

上記6(1)イと同じ。なお、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、送信データが4MBを超える場合は、1通あたり4MB以内になるよう分割して提出すること。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

- (ア) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和7年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」と記載すること。
- (イ) 企画提案書のうち、正本には、提案者の法人名等(提案書にあつては提案責任者名(提案者の指揮命令下にある者に限る。))を忘れずに記名すること。副本には記名しないこと。
- (ウ) 提出書類には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記する等、特定できない表現で記載すること。
- (エ) 提案は執行体制、実施方法概要、業務スケジュール、費用について示し、簡潔明瞭に作成すること。
- (オ) 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- (カ) 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。
- (キ) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(ケ)の場合を除く。)は認めない。
- (ク) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (ケ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。
- (コ) 体裁は以下のとおりとする。
 - ・言語は日本語、通貨単位は円、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
 - ・表紙・目次、添付書類一覧表をつけ、ページ下部にページ番号を振ること。
 - ・スライドサイズは、16:9のワイド画面とし、10スライド以内(表紙及び目次を除く。)とすること。
- (サ) 企画内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、総予算額の中で実施できるものとみなす。
- (シ) 移住フェアの会場(東京交通会館 12階 カトリアサロンA)、その他の会場設営に必要な物品等(什器・備品・機材一式、回線利用、荷物搬入・搬出等)、会場レイアウト作成及び会場の設営に関する経費等の情報は、共催者である「ふるさと回帰・移住交流推進機構(03-6273-4415)」「旧ふるさと回帰支援センター」に問い合わせること。

オ 参考資料

(ア) さっぽろ連携中枢都市圏

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusutoshiken.html>

(イ) さっぽろ圏移住フェア2025(令和6年度実施の特設ホームページ)

<https://needyou.jp/sapporoken/>

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員5名のほか本市職員以外のさっぽろ圏関係職員の委員2名(計7名)からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき

委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(※①)以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法 (評価基準)

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 審査(評価)は、次のとおり配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、次のとおり。

評価項目及び評価基準

評価項目	配点
(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について ・本業務に取り組むうえで持つべき視点と課題意識等が、適切な提案となっているか。	10
(2) 移住フェアの集客方法について※選定に係る特定評価項目	30
・本業務のターゲットに対して、さっぽろ圏の魅力を伝え、移住フェアへの参加意欲喚起を図るために効果的な広報媒体(SNSを含む。)及び発信方法となっているか。	20
・事前予約者ではない「当日の飛び込み来場者」を呼び込むための工夫がなされているか。	10
(3) 移住フェアの運営方法について※選定に係る特定評価項目	40
・多くのブースへの回遊を図るための工夫(レイアウト等)がなされているか。	(10)
・各ブースでの来場者の順番待ちと呼び出しをスムーズに行うための工夫がなされているか。	(20)
・来場者アンケートの回答率を高めるための工夫がなされているか。	(10)
(4) 業務全体について	20
・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(5)
・独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)
・過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(5)
合計	100

満点 700～400 点※②(最低評価基準点 420～240 点※①)

※① 「最低評価基準点」は、エ-(イ)で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未満であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。評価点の満点の6割。

※② 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあつては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合ある。

ウ 審査(ヒアリング審査)

審査対象者に対して次のとおりヒアリングを行う。

(ア) 開催場所及び方法

審査対象者に対し別途（開催日は令和7年8月28日（木）を予定）通知する。

(イ) ヒアリング審査にあたっての留意事項

- a ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b ヒアリングの際に使用する資料等は、上記7(2)に基づき提出された提案書類のみとする。
- c 出席者は3名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定総括責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること。
- d ヒアリングは1提案者あたり20分(準備・説明10分+質疑応答10分)とし、順次提案者個々に行う。
- e ヒアリングにあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて匿名で行いますので、留意願います。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じの者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

- a 8(2)イの後段に記す「評価項目及び評価基準」にて指定されている「選定に係る特定評価項目」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。
- b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じの者が2名以上いる場合は、抽選により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、ヒアリングの結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

オ 一次審査(書類審査)

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記ウの審査(ヒアリング審査)の前段において、有効な提案書類をもとに審査(評価)し、上位と評価された者5名を、上記ウの最終審査(ヒアリング審査)対象者として選定する。ただし、審査対象者が5名以下にあっては、一次審査を省略し、審査(ヒアリング審査)に移行する。

一次審査の結果、最終審査に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内

(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額(参考見積額)が上記2(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記5(1)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記3の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行

う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。